

## 令和 7 年度

### 北海道開拓の村 グルメイベント

#### 「第 1 回あいす祭」キッチンカー出店者募集要項

##### 1. 出店期間

令和 7 年 7 月 5 日（土）、令和 7 年 7 月 6 日（日）

※上記期間の内一日以上の出店

##### 2. キッチンカー営業時間

営業時間：午前 9 時～午後 5 時まで

※準備（搬入）時間は午前 8 時～午前 9 時、片づけ（搬出）は午後 5 時～午後 6 時までに完了してください。

##### 3. 出店場所

野外博物館 北海道開拓の村 村外側（住所：札幌市厚別区厚別町小野幌 50-1）

##### 4. イベントテーマ

あいす祭（アイスクリーム・ソフトクリーム・ジェラート・かき氷などの冷菓・氷菓子）

##### 5. 出店者の条件について

（1）食品衛生法に基づく営業許可を有していること

（2）食品衛生責任者の資格を有していること

（3）生産物賠償責任保険に加入していること

（4）販売品目はイベントテーマに適した商品（アイスクリーム・ソフトクリーム・ジェラート・かき氷などの冷菓・氷菓子）を販売すること

※ドリンクの販売は可であるが、テーマに適していないフードの販売は不可

（5）酒類の販売はしないこと

（6）電気、調理用水及び排水タンク等の販売に必要なものを準備できること

（7）北海道暴力団の排除の推進に関する条例（北海道条例 平成 22 年 12 月 17 条例第 57 号）に定める暴力団、暴力団員、及びその関係者でないこと

（8）商品購入者へ当施設の割引券を配布すること

## 6. 注意事項

- (1) 出店時間は厳守すること。なお、完売等により出店予定時間より早く閉店する場合の撤収については、施設管理者に申し出ること。また搬入・搬出時間について超過が見込まれる場合についても事前に施設管理者へ申し出ること。
- (2) 火気及び発電機等を使用する場合には、消火器（国家検定合格之証のマークがついている業務用消火器）を設備し火災予防に努めること。なお、札幌市火災予防条例（第63条の4）に基づく届け出については、施設管理者が一括して行うため、申請時にキッチンカー内部及び消火器の設置場所に係る略図を提出すること。
- (3) 食品衛生法その他関係法令を遵守すること。
- (4) 申請時に登録した販売品目以外の販売はしないこと。なお、販売品目が変更になる場合は、出店日の1週間前までに様式2「販売品目及び価格表」を施設管理者に再提出し、承認を得ること。
- (5) 出店の申請をしたキッチンカーを無断で変更しないこと。なお、キッチンカーが変更になる場合は1週間前までに施設管理者に必要書類を提出し、承認を得ること。
- (6) 出店を取りやめる場合は、必ず施設管理者に申し出ること。また、自店が利用しているホームページやソーシャルメディア媒体等で告知すること。
- (7) 出店に係る権利は、第三者に委託又は譲渡しないこと。
- (8) キッチンカーの搬入、搬出は出店者が行うこと。
  - ア 移動させる場合は、来場者及び他車両等に注意し、安全運転に努めること。
  - イ 移動等により舗装面、植栽等を破損させないように十分配慮すること。
  - ウ 移動等により破損、汚損等を生じさせた場合には、速やかに施設管理者に申し出ること。  
なお、原状回復の経費等については、出店者が負担すること。
- (9) 施設内の設備は利用できないため、電気、調理用水及び排水タンク等販売に必要なものは全て出店者が用意すること。
- (10) 営業に使用する発電機等は、低公害、低雑音な機器とし、コード等に人が引っかからないよう養生する等の必要な安全措置を講じること。
- (11) 販売中はキッチンカーのエンジンを停止すること。
- (12) 調理で発生したゴミは自主回収とし、野外にごみ箱を設置した場合には、出店者の販売物以外が投棄されていても持ち帰り適正に処分すること。また、排水についても出店者が管理し適正に処分すること。
- (13) 出店中にスピーカー等を利用してBGMや呼び込み等を流すことはしないこと。
- (14) 販売員には、施設利用者に不快な印象を与えることのないよう、常に良好なサービスを提供できる体制を整えること。
- (15) 出店に際しての事故、苦情等については、出店者がその責任の一切を負うものとする。また、不測の事態等が生じた場合には、誠実かつ適切な対応をするとともに、その状況を施設管理者に報告すること。
- (16) 撤収の際は、周辺を清掃するとともに原状回復をすること。
- (17) この要項または公序良俗に反する行為及び出店を許可することが適切でないと判断した場

合は、出店許可を取り消すことがある。なお、この場合において、出店者に損害が生じてても施設管理者は補填及び賠償等の責任は一切負わない。

- (18) この要項に記載のない事項であっても、施設管理者が必要な措置と認めた場合は、出店者はその指示に従うこと。

## 7. 出店料について

1 日あたり 3,000 円（税込）

※出店日に現金支払いとなります。お支払いの際に、領収書を発行いたします。

## 8. 募集事業者数

各日 10 事業者予定

## 9. 出店者の選定方法

### 【選定方法】

書類を提出いただいた方より先着順としますが、応募数が多い場合は商品の偏りがないよう各販売品目を考慮し、出店者を決定させていただきます。

以下の場合については受付不可

- ・提出書類に不備がある
- ・「5. 出店者の条件について」の内容を満たしていない
- ・出店者としてふさわしくないと施設管理者が判断した場合

### 【選定後】

出店可否については、募集期間終了後に電話にてご連絡させていただきます。

その後、施設管理者が出店を許可した事業者に出店許可証を発行し、当日のスケジュール、注意事項、搬入経路等を記載した書類をお送りさせていただきます。

なお、出店日に出店許可証を確認させていただきますので、ご持参ください。

## 10. 申請書の提出について

### (1) 募集期間

令和7年5月16日（金）～令和7年6月13日（金）

### (2) 申請方法

申込書類を持参、郵送、FAX、E-mail のいずれかの方法でご提出をお願いいたします。

※電話・口頭でのお申込みは受け付けておりませんので、ご了承ください。

【申込先】 宛先：一般財団法人北海道歴史文化財団 営業部

住所：〒004-0006 札幌市厚別区厚別町小野幌 50-1

FAX：011-898-2694 E-mail：info@kaitaku.or.jp

※メールでの申請は、申請書類すべてを PDF 形式のファイルで送信してください。

(3) 提出書類

- ・キッチンカー出店許可申込書（様式 1）
- ・販売品目及び価格表（様式 2）
- ・保健所から交付された営業許可証（写し）
- ・食品衛生責任者資格を証する書類（写し）
- ・生産物賠償責任保険（PL 保険等）証券（写し）
- ・出店するキッチンカーの車検証（写し）
- ・キッチンカー内部及び消火器の設置場所に係る略図
- ・その他販売に必要な資格証明書（適宜）

11. 問い合わせ先

一般財団法人北海道歴史文化財団 営業部

〒004-0006 札幌市厚別区厚別町小野幌 50-1（北海道開拓の村内）

TEL：011-898-2692 FAX：011-898-2694 E-mail：info@kaitaku.or.jp